

県政調査計画書

平成30年7月6日

県議会議長 桐生 秀昭 殿

会派名 立憲民主党・民権クラブ神奈川県議会議員団

団長名 てらさき 雄介

(署名又は記名押印)



県政調査を次のとおり計画しましたので、よろしくお取り計らいください。

1 調査議員	(調査団長) 松 本 清 (団 員) 作 山 友 祐 いとう 康 宏
2 調査目的	<p>公民連携の新たなスキームによる水道事業の取組、県境を越えた観光戦略を進める広域連携DMO^{※1}の取組、建設業BCP^{※2}の普及等に係る取組及び公民学が連携したまちづくりを進めるアーバンデザインセンターの取組を調査することにより、本県の政策の推進に資することを目的とする。</p> <p>※1 広域連携DMO：複数の都道府県に跨がる地方ブロックレベルの区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織 ※2 BCP：事業継続計画</p>
3 調査期間	平成30年9月3日～平成30年9月5日
4 調査地	広島県、愛媛県
5 調査項目	<p>(1) 広島県営水道における公民連携の取組について 広島県では、県と民間企業が共同出資して設立した株式会社を県営水道事業の指定管理者とすることにより、公と民が有するノウハウや技術力を活かしながら事業運営の効率化を図る取組を行っている。 この取組を調査することにより、本県の水道事業に係る施策の参考とする。</p> <p>(2) せとうちDMOの取組について 瀬戸内を囲む7県等で構成する一般社団法人と民間主体の株式会社が一体となって形成する「せとうちDMO」は、観光需要の創出と観光ビジネスの拡大を目的として、瀬戸内エリアのブランド価値向上に取り組んでいる。 「せとうちDMO」の取組を調査することにより、本県の観光施策の参考とする。</p>



	<p>(3) 建設業BCPの普及等の取組について 愛媛県では、えひめ建設業BCP等審査会を設立し、BCP（事業継続計画）を策定した建設業者の認定を行うなど、建設業BCPの普及等に取り組んでいる。 これらの取組を調査することにより、本県の建設産業支援施策の参考とする。</p> <p>(4) 松山アーバンデザインセンターの取組について 「松山アーバンデザインセンター」は、「公・民・学」が連携するまちづくり拠点として、ハード面とソフト面の双方のアプローチから、総合的なまちづくりに取り組んでいる。 「松山アーバンデザインセンター」の取組を調査することにより、本県のまちづくり関連施策の参考とする。</p>
<p>6 経費の概算額</p>	<p>一人当たりの議員経費 ……………111,860円</p> <p style="padding-left: 100px;">内訳 交通費 78,500円</p> <p style="padding-left: 100px;">宿泊費 33,000円</p> <p style="padding-left: 100px;">日 当 360円</p>

* 日程表を添付する。

県政調査日程表

日	月日(曜)	調査地	現地時間	交通機関	調査箇所及び調査内容
1	9月3日 (月)		午前	航空機	移動(羽田空港→広島空港)
		■広島県 広島市	午後	公共交通機関等	■広島県庁・(株)水みらい広島 ・広島県営水道における公民連携の取組について <広島市内泊>
2	9月4日 (火)	■広島県 広島市	午前	公共交通機関等	■(一社)せとうち観光推進機構 ・せとうちDMOの取組について
			午後	船舶	移動(広島市→松山市)
		■愛媛県 松山市		公共交通機関等	■愛媛県庁 ・建設業BCPの普及等の取組について <松山市内泊>
3	9月5日 (水)	■愛媛県 松山市	午前	公共交通機関等	■松山アーバンデザインセンター ・松山アーバンデザインセンターの取組について
			午後	航空機	移動(松山空港→羽田空港)

県政調査計画審査結果

県政調査計画について審査したところ、結果は次のとおりでした。

調査実施議員名	(調査団長) 松 本 清 (団 員) 作 山 友 祐 いたう 康 宏
---------	--

1 要領 2 (1)の基準への適否

区 分	調査の基準	計画の内容	適否
① 調査経費	議員 1 人当たり 100 万円以内	議員 1 人当たりの経費は 111,860 円であり、基準を満たしている。	適
② 調査箇所	1 日につき午前及び午後それぞれ 1 箇所以上調査実施 移動日は 1 箇所以上調査実施	移動日は 1 箇所以上、その他の日は午前及び午後それぞれ 1 箇所ずつ調査を実施する行程となっている。	適

2 調査計画に対する審査所見

区 分	所 見
① 調査の実施が県政課題解決の一助となるか。	<p>(1) 広島県営水道における公民連携の取組について 広島県は、水需要の減少、設備の老朽化による施設更新費用の増加、職員の大量退職による技術力の低下等の経営課題を解決するため、公民連携の新たな事業スキームを構築し、公民それぞれが有する利点を活用した様々な取組を行っている。 本県では、箱根地区において水道事業の包括委託を行っているところであるが、これとは異なるスキームで公民連携の事業展開を行っている広島県の取組を調査することは、本県における水道事業に係る施策の推進に資する。</p> <p>(2) せとうちDMOの取組について 「せとうちDMO」は、瀬戸内の 7 県を対象区域として設定し、インバウンドをターゲットとした海外企業との提携、デジタルマーケティング、観光活性化ファンドを通じた出資など、先進的な施策を矢継ぎ早に実施しており、広域連携DMOのフロントランナーとして注目されている。 本県においても、インバウンド需要を着実に取り込むためには、県境を越えた広域観光の視点が必要であり、「せとうちDMO」の取組を調査することは、本県における観光施策の推進に資する。</p>

区 分	所 見
<p>① 調査の実施が県政課題解決の一助となるか。</p>	<p>(3) 建設業BCPの普及等の取組について 愛媛県では、県内数多くの建設業者に建設業BCPを広く普及させ、大規模災害発生時に建設業者が速やかに事業を再開し、応急対策を実施できる体制を整えることによって、地域における県民の安全・安心を確保することとしている。 本県でも、災害発生後の応急復旧工事等への協力が期待されている建設業者の間でBCPが普及することは重要であり、愛媛県の取組を調査することは、本県における建設産業支援施策の推進に資する。</p> <p>(4) 松山アーバンデザインセンターの取組について 公共（松山市）、民間、大学で組織する松山市都市再生協議会の執行機関として設立された「松山アーバンデザインセンター」は、中心市街地の賑わいを再生するための「みんなのひろば」や「もぶるテラス」の整備、景観整備における空間デザインの提案、将来のまちづくりの担い手を育成する「アーバンデザインスクール」の運営など、まちづくりに係る様々な取組を行っている。 本県においても、今後は、様々な主体が連携したまちづくりが求められるところであり、「松山アーバンデザインセンター」の取組を調査することは、本県におけるまちづくり関連施策の推進に資する。</p>
<p>② 調査の実施時期が時宜を得たものか。</p>	<p>(1) 広島県営水道における公民連携の取組について 水道事業については、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進等を内容とする水道法改正が提案され、また、先の大阪北部地震では、老朽化した水道管の破損が住民生活に広く影響を及ぼす事態となるなど、水道の基盤強化を図る取組が、より一層求められる状況にある。 こうした中、本県とは異なる先進事例を調査することは、本県の今後の水道事業のあり方を検討する上で必要であり、時宜を得たものである。</p> <p>(2) せとうちDMOの取組について 多くの訪日外国人観光客が期待されるラグビーワールドカップ2019日本大会や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を目前に控えた今、観光政策の重要性はこれまでになく高まっている。 こうした中、県境を越えたブランド戦略を積極的に進める「せとうちDMO」の取組を調査することは、時宜を得たものである。</p> <p>(3) 建設業BCPの普及等の取組について 県内では、従来から東海地震や神奈川県西部地震の発生の切迫性が指摘され、また、首都直下地震の発生も懸念されている。 こうした中、地域における防災力を高める建設業BCPの普及等の取組を調査することは、時宜を得たものである。</p>

区 分	所 見
② 調査の実施時期が時宜を得たものか。	<p>(4) 松山アーバンデザインセンターの取組について これまで人口が増え続けてきた本県も、平成30年をピークとして人口減少に転じる見込みであり、まちづくりの主要な課題は、中心市街地の再生、人口減少地区の再生、工場跡地の再生などに移りつつある。また、地方財政の逼迫を受け、まちづくりの手法も、民間主導の公民連携など、これまでとは異なる対応が必要となってきている。</p> <p>こうした中、これまでにない発想のまちづくりを実践する「松山アーバンデザインセンター」の取組を調査することは、今後のまちづくりのあり方を検討する上で必要であり、時宜を得たものである。</p>
③ 現地に赴かなければ調査目的が達成できないものか。	<p>各調査項目について、今後の本県における施策に活用していくためには、現地に赴き、担当職員等から具体的かつ詳細に調査及び聴取しなければ調査目的を達成することができないものである。</p>
④ 調査箇所、行程、経費等は妥当なものか。	<p>調査箇所、行程、経費等は、県政調査実施要領の基準を満たし、妥当なものである。</p>